　控訴状とは，第１審裁判所において自己に不利益な裁判を受けた当事者が自己に有利になるように，その裁判の取消し又は変更を求めて控訴を提起するため，裁判所に提出する書面です。控訴状には，提出期限がありますので，注意してください。

　この部分には，控訴に必要な手数料（収入印紙）を貼るので，何も記載しないでください。

　　　　　　　　　（注）□欄は，該当事項にレ点を付すか，又は，■に反転させる。

控　　訴　　状

この書面を作成した日

　 　　　　　　　　令和**元**年**５**月**１**日

東京高等裁判所　民事部　御中

千葉地方裁判所の控訴裁判所である東京高等裁判所になります。なお，控訴状の提出先は，あなたが第1審の判決を受けた千葉地方裁判所です。

あなたが個人の場合は，住所，氏名を記載し，認め印を押します。法人その他の団体の場合は，代表者事項証明書等に従って，本店等の主たる事務所の所在地，商号または団体の名称を記載し，代表者印を押します。

当事者の表示

住所（所在地）　〒**２７１**－**○○○○**

**千葉県松戸市岩瀬○丁目○番地**

控　訴　人　　　　 **乙　川　二　郎　　　印**

（団体の場合，代表者の肩書・氏名・代表者印）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所（所在地）　〒**２６０**－**○○○○**

**千葉市中央区中央○丁目○番○号**

被控訴人　　　　　**甲　山　太　郎**

（団体の場合，代表者の肩書・氏名）

　　　　　 裁判所受付欄

被控訴人の住所，氏名等を控訴人と同様に記載します（押印は不要です。）。

|  |
| --- |
|  |

　　　訴訟物の価額　 　**１，０００，０００**円

ちょう用印紙額 　 　 **１５，０００**円

　　　郵便料 　　 **６，０００**円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 貼用印紙額 | |  | | |
| 郵便料 |  | | 係印 |  |

「訴訟物の価額」，「ちょう用印紙額」，予納する郵券の額が分からないときは，記載せず，控訴状提出の際，お尋ねください。

　　　　　　　　　上記当事者間の千葉地方裁判所　□　　　支部 平成・令和**２９**年(ワ)第**１１２２**号**建物収去土地明渡**請求事件について，平成・令和**３１**年**４**月**２２**日下記判決の言渡しを受けましたが，不服ですので控訴を提起します。

原　判　決　の　表　示

第１審の判決主文を判決書のとおり記載します。

第１審判決の表示として，判決をした第１審裁判所，事件番号，事件名，判決言渡年月日を記載します。

主　　　文

　１　**被告は，原告に対し，別紙物件目録２記載の建物を収去して，同目録１記載の土地を明け渡せ。**

　２　**訴訟費用は被告の負担とする。**

　３

あなたが控訴審において裁判所にどのような判決を求めるのか，その結論部分を記載します。控訴の趣旨の例としては，添付の（参考）を参照してください。

控　訴　の　趣　旨

　１　**原判決を取り消す。**

　２　**被控訴人の請求を棄却する。**

　３

　　訴訟費用は，第１，第２審とも被控訴人の負担とする。

　　との判決を求めます。

控　訴　の　理　由

第１審判決の取消し又は変更を求める理由を記載します。記載欄が足りない場合，「別紙のとおり」とした上，別の用紙（Ａ４判）に記載し，控訴状末尾に添付しても構いません。控訴状の提出時に控訴の理由が書けないときは，「控訴理由書は追って提出する。」にチェックしますが，この場合，裁判所に控訴状を提出してから５０日以内に，控訴の理由を記載した「控訴理由書」を東京高等裁判所に提出する必要があります。

□　控訴理由書は追って提出します。

　　控訴の理由は以下のとおりです

**１　原判決は，・・・と認定していますが，これは間違いです。**

**事実は，・・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・です。**

**２　原判決は，・・・と判断していますが，法律解釈に誤りがあります。**

　　　　　　　　　　　 添付書類

　控訴状副本　　**１**通

被控訴人に送付する分の控訴状写し〔コピー〕。ただし，裁判所に提出するものと同様に印を押してください。

□　資格証明書　　　通

□

□

（提出方法等）

　(1)　控訴状は，原則として，〔被控訴人の数＋１〕通（１通は裁判所用）を用意し，そのすべてについて，「当事者の表示」の控訴人の名下に認め印（あなたが法人等の場合は，代表者名の横に代表者印）を押します。

　(2)　裁判所提出用の控訴状には，控訴提起の手数料として，収入印紙を控訴状１頁目の上部欄外にはります。その額は，あなたが不服を申し出た限度で計算することになります。裁判所で消印をしますので，割り印などをしないでください。

　(3)　被控訴人に対し，控訴状等を送付するのに要する費用として，裁判所にあらかじめ郵便料を納付する必要があります。

　(4)　控訴状及び添付書類は，あなたが第１審の判決書（又は調書判決）を受け取った日から２週間以内（あなたが判決（又は調書判決）を受け取った翌日を初日として，１４日目まで）に，判決の言渡しのあった裁判所（千葉地方裁判所本庁民事訟廷事務室，支部の裁判所書記官室）に提出してください。提出は，郵送でも可能ですが，郵送の場合も２週間以内に裁判所に到着することが必要です。

　　※　御不明な点は，遠慮なく第１審裁判所の担当書記官にお尋ねください。

（参考）　　　控訴の趣旨の書き方について

　控訴の趣旨の例としては，次のものがあります。

　(1)　あなたが第１審の被告であった場合で，

　　ア　相手方（第１審原告）の請求がすべて認められた場合

　　「１　原判決を取り消す。

　　　２　被控訴人の請求を棄却する。

　　　３　訴訟費用は第１，２審とも被控訴人の負担とする。

　　　　との判決を求めます。」

　　イ　相手方（第１審原告）の請求が一部認められた場合

　　「１　原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

　　　２　被控訴人の請求を棄却する。

　　　３　訴訟費用は第１，２審とも被控訴人の負担とする。

　　　　との判決を求めます。」

（2）　あなたが第１審原告であった場合で，

　　ア　あなたの請求がすべて棄却された場合

　　「１　原判決を取り消す。

　　　２　被控訴人は，控訴人に対し，○○○万円及びこれに対する平成○○年○月○　　日から支払済みまで年○パーセントの割合による金員を支払え。

　　　３　訴訟費用は第１，２審とも被控訴人の負担とする。

　　　　との判決並びに仮執行宣言を求めます。」

　　　（注）　２項以降は，原則として，あなたが第１審で裁判所に提出した訴状の請求の趣旨に記載した内容と同一の内容を記載します。

　　イ　あなたの請求が一部しか認められなかった場合

　　「１　原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

　　　　 ２　被控訴人は，控訴人に対し，金○○○万円及びこれに対する平成○○年○月○日から支払済みまで年○パーセントの割合による金員を支払え。

　　　　　３　訴訟費用は第１，２審とも被控訴人の負担とする。

　　　　　　との判決並びに仮執行宣言を求めます。」

　　　　　（注）　２項は，あなたの請求のうち，第１審において一部棄却された部分の請求（例えば，１００万円の支払いを求める請求のうち７０万円についてのみ請求が認容され，３０万円については請求が棄却された場合には，３０万円の支払いを求めるとの請求）のみを記載します。

　　　　　又は，

　　　　「１　原判決を次のとおり変更する。

　　　　　２　被控訴人は，控訴人に対し，金○○○万円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年○パーセントの割合による金員を支払え。

　　　　　３　訴訟費用は第１，２審とも被控訴人の負担とする。

　　　　　　との判決並びに仮執行宣言を求めます。」

　　　　　（注）　２項は，第１審であなたの請求が認められた部分の請求も含め，請求全部を記載します。